

会員 各位

適正就業に関する取扱い要綱の一部改正について

令和3年4月1日掲示

理事長 佐々木 克博

第355回理事会において、適正就業に関する取扱い要綱の一部改正について、承認されたことを次のとおり周知する。

公益社団法人 鹿沼市シルバー人材センター 適正就業に関する取扱要綱

沿革 平成19年4月27日制定
平成22年2月12日一部改正
(第11・12・13条)
平成23年2月24日一部改正
(第6・8・9条)
平成23年11月25日要綱一部改正
(題名、第1条)
平成26年11月27日要綱一部改正
(第2・4・5・6・8・9条、別表)
令和元年11月26日要綱一部改正
(第5・9条)
令和2年3月26日要綱一部改正
(第11条)

公益社団法人鹿沼市シルバー人材センター適正就業に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人鹿沼市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の共働・共助の基本理念に基づき、適正な就業を推進し、公平な就業機会を提供することを目指すとともに、就業の質の向上及び活性化を図るため、就業機会の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

(H23.11、一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期就業 同一会員が、同一の就業場所に連続する12月のうちの10月以上の期間にわたって就業することをいう。
- (2) ローテーション就業 一つの仕事を、複数の会員が日及び週等のサイクルで交替制の就業を行うことをいう。
- (3) 長時間就業 1日の実就業時間が6時間以上の就業をいう。
- (4) 短時間就業 1日の実就業時間が6時間未満の就業をいう。

(H26.11、第5号削除)

(就業機会の提供)

第3条 センターは、就業者の決定に当たっては、公平な就業機会を提供するよう努めるとともに、発注者の意向及び会員の希望、健康状態、知識、能力、技能、体力並びに就業意欲などを勘案し、当該会員が適所に就業できるよう機会の提供を行うこととする。

(就業の原則)

第4条 会員が、長期就業かつ長時間就業又は5時間以上の短時間就業を行う場合は、センターから提供する仕事は原則として一会員一就業に限定し、1月に12日を超える就業が予想される場合にはローテーション就業とする。ただし、専門の知識・技能を要する就業の場合には、この限りでない。

2 前項に定められた就業会員から、その他の就業にあわせて就くことの希望があった場合には、当該会員の就業日数がひと月に原則合計20日を超えない範囲において就くことができる。

(H26.11、第2項一部改正)

(就業期間の基準)

第5条 長期就業に就く会員が就業する期間の算出は、センターと発注者との契約に基づき毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年を基本とする。その期間において、契約の継続性が認められ、結果として通年において就業する場合も同様とする。

2 年度途中において新たな契約に基づく就業又は就業会員の交代による当該就業会員の期間の算出は、6月1日を基準として、それ以前に就業した場合には1年とし、その他は翌年度の4月1日を起算日とする。

3 会員が長期就業に就く場合の就業期間は、5年を限度とする。ただし、専門の知識・技能(資格)を要する就業の場合には、センターがその会員の就業意欲及び健康状態を確認し、継続就業の判断をするものとする。

(H26.11、第1・3項一部改正 R1.11、第5・3項一部改正)

(就業日数及び時間の基準)

第6条 就業日数及び時間の基準は、次のとおりとする。

- (1) 同一の就業場所に就く会員が就業するひと月当たりの就業日数は、別表のとおりとする。
- (2) 長期就業に就く会員の当該就業の累計時間がひと月に80時間を超えない場合には、前号の規定にかかわらず当該就業累計時間が原則80時間に達するまでの日数を上限として就業することができる。
- (3) 1日当たりの就業時間は、会員の健康及び安全就業の観点から実働7時間以内を基準とする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合であって、実働7時間を超えることが恒常的とならないときには、同時間を超えて就業することができる。

(H23.2、第2号付加)(H26.11、第1・2号一部改正)

(就業情報の公開)

第7条 センターは、就業期間が満了を迎える交代就業情報については満了日の2か月前までに、発注者から依頼を受けた就業で、その着手までに比較的期間のある就業情報についてはその都度掲示板に掲示するなど、その概要を会員に公開しなければならない。

(就業機会の公平)

第8条 新規発注者等からの新規業務の就業機会の提供、就業期間満了又は途中交代による当該就業場所の欠員補充等のための就業機会の提供については、第3条の規定に基づき次の優先順位を基準に行う。

- (1) 未就業で当該就業を希望する会員
 - (2) 就業した者であって、現在日において未就業であり当該就業を希望する会員
 - (3) 長期就業に就く会員であって、就業期間を満了し再度長期就業を希望する会員
- 2 第5条第3項に規定された基準により就業を交代する際、前項の規定により就業機会の提供を行っても当該就業を希望する会員がいない場合には、就業を交代することなく12か月の単位で延長することができる。

(H23.2、第2項一部改正)(H26.11、第1項第3号一部改正)

(就業年齢)

第9条 第2条第1号に規定する長期就業に就く会員の就業年齢は、満80歳未満とする。ただし、現に長期就業に就いている会員が、年度途中で満80歳に達した場合には、当該年度の末日まで就業することができる。

- 2 就業年齢により長期就業に就く会員の交代を行う際、当該就業を希望する他の会員がいない場合には、交代対象会員の就業意欲があり、健康上問題がないと認められる場合は、発注者とセンター及び会員が合意のうえ6か月単位で延長し、継続して就業することができる。ただし、専門の知識・技能(資格)を要する就業の場合には、この限りでないが、就業に従事するだけの体力・能力の適否を面談等にて判断する。

(H23.2、第2項一部改正)(H26.11、第1・2項一部改正)(R2.3、第2項一部改正)

(通告義務)

第10条 センターは、当該就業会員の就業期間が満了するときには、その終了する日の30日前までに当該発注者及び会員に終了の通告をしなければならない。ただし、特別の事情により契約が解除されたなど、指定日までに通告ができない場合は、この限りでない。

(就業の適否)

第11条 理事長は、当該就業所の就業会員が次の各号のいずれかに該当するときは、就業の中止を命じることができる。ただし、その適否を判定する前に、当該会員に異議がある場合には、弁明する機会を与えなければならない。

(1) 当該会員が健康状態、就業意欲等の理由により、当該業務を遂行するうえで適正を欠くと認められたとき。

(2) 当該会員の非によって、発注者及びその関係者、当該施設等の利用者との間において問題を生じさせたとき。

(3) 当該会員が当該就業所の他の就業会員等と協調性が保てないなどの問題を生じさせたとき。また、次の1号から13号に該当するハラスメント行為を他の就業会員に行ったとき。

①挨拶をしても返事がない、話しかけても無視をする。

②バカにした発言や態度をする。

③相手のミスや失敗につけ込んで直接的又は周囲に嫌味を言いふらす、聞こえるように発言する。又は悪口を言うなど。

④事実はもちろん、根も葉もない悪い噂を流す行為。

⑤ちょっとしたミスに対する必要以上の指導、指導する際の発言や態度。

⑥正当性があるにも関わらず特定の相手の意見や提案を否定する行為。

⑦指導の名の下に吊るし上げや怒鳴るなどの感情的な指導行為。

⑧不必要に過去のミスを蒸し返す行為。

⑨「ゴミ箱を蹴る、机を叩く、扉を勢いよく閉める」等の物にあたる行為。

⑩特定の相手だけを集団から切り離し孤立させる行為。

(会議やミーティングに参加させない。)

⑪業務に必要な情報又は共有する必要事項、報告事項を特定の相手だけに伝えない行為。

⑫必要性があるにも関わらず指示された業務を拒否したり、意図的に行わない行為。

⑬1号から12号と同視し得る行為又は態度をとったとき。

(H22.2、第1項一部改正、第2項削除)(R2.3、第3項一部改正)

(要綱の改廃)

第12条 この要綱を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(H22.2、一部改正)

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

(H22.2、一部改正)

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の実施日の前日まで就業している長期就業会員の就業満了日は、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

対象就業会員(平成20年3月31日現在)	就業期限満了日
期間が5年以上の会員	平成21年3月31日
期間が4年以上5年未満の会員	平成22年3月31日
期間が3年以上4年未満の会員	平成23年3月31日
期間が2年以上3年未満の会員	平成24年3月31日
期間が1年以上2年未満の会員	平成25年3月31日

附 則(平成22年2月12)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月24日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月25日)

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則(平成26年11月27日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

実就業時間区分	実就業基準日数
長時間就業	12日以内
5時間以上6時間未満の短時間就業	14日以内

(H26.11、一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。